

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府松原市天美東二丁目84番地の6

名称 株式会社三高産業  
代表取締役 藤田 集司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂 吉伸



許可の年月日

令和 4年 1月 6日

許可の有効年月日

令和 8年 9月20日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 中間処理

ア 処分の方法 破砕

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず
- ⑤ ゴムくず
- ⑥ 金属くず
- ⑦ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧ がれき類

以上8種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

イ 処分の方法 焼却

取扱産業廃棄物の種類

- ① 紙くず
- ② 木くず
- ③ 繊維くず
- ④ 動植物性残さ

以上4種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

(2) 事業の区分 最終処分

ア 処分の方法 埋立処分

取扱産業廃棄物の種類

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑤ がれき類

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。①、④、⑤は石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類 破砕施設 (NCM-P-V1100型)
- 設置場所 和歌山県橋本市上田字瀧谷792番24、792番28
- 設置年月日 平成9年2月
- 処理能力 最大26t/日（8時間）
- (2) 施設の種類 焼却施設 (FB-W10C型)
- 設置場所 和歌山県橋本市上田字瀧谷792番24、792番28
- 設置年月日 平成9年6月
- 処理能力 最大4.4t/日（8時間）

（裏面に続く）

設置許可年月日 平成15年6月25日  
 許可番号 15第21008号  
 (3) 施設の種類 破碎施設(KR6ONE75)  
 設置場所 和歌山県橋本市上田字瀧谷792番24、792番28  
 設置年月日 平成17年1月30日  
 処理能力 13.74t/日  
 設置許可年月日 平成17年1月21日  
 許可番号 16第20020号  
 (4) 施設の種類 安定型最終処分場  
 設置場所 和歌山県紀の川市粉河字別所谷3186番106、3186番108、3186番110、  
 3186番440、3186番140、紀の川市粉河字薬師谷2899番、2904番、2905番1、  
 紀の川市東毛字鐘搦谷407番、408番1、408番5、408番22、408番24、408番53、  
 408番54、紀の川市東毛字蛇谷409番1、409番2、409番3、410番1、紀の川市東  
 毛字下東尾355番、363番、365番、366番、370番、372番、373番、374番、  
 378番2、381番1、382番1  
 設置年月日 平成28年12月5日  
 処理能力 埋立地面積 33,395m<sup>2</sup>、埋立容量 467,900m<sup>3</sup>  
 設置許可年月日 平成28年3月31日  
 許可番号 27第10065号

3. 許可の条件  
 平成17年1月30日に設置した破碎施設については、廃プラスチック類の処分に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 9月21日	新規許可	平成18年 9月21日	更新許可
平成24年 2月 3日	更新許可	平成25年10月29日	変更許可
平成28年12月22日	更新許可	平成29年 7月24日	変更許可
令和 4年 1月 6日	更新許可		

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

令和4年1月11日書換え

複写無効